明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一〇七）　一
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同一〇八）　四
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一五）　六
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務二四六）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会定款の一部変更、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　一五

省令

○厚生労働省令第百七号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項及び第三十四条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第五十二条並びに難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第七条の三　（略）	**第七条の三**　令第二十二条第一項第二号イ、第三号及び第四号ロの所得割の額を合算した額の算定については、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。
②　（略）	②　（略）
③　第一項の算定に当たつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定基準世帯員が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と	（新設）

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告